

『通知預金規定』

第1条（預金の支払時期等）

- 1.この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- 2.預金共通規定第11条第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

第2条（利息）

- 1.この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- 2.この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- 3.この預金の付利単位は1,000円とします。

第3条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在